

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO.126

【共通】問1 医師5人、看護師10人、その他の職員5人、病床数30、待合室の床面積の合計30㎡、長いす式のいす席の正面幅の合計20m、その他の部分の床面積の合計120㎡の病院の収容人員に関する次の選択肢のうち、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 60人 (2) 90人
(3) 100人 (4) 140人

【消防用設備等】問1 建築物と建築物を地上に設けた渡り廊下で外気に開放されていないもので接続する場合、これらの建築物を別棟とみなすことができる場合の条件として、次のうち誤っているものを1つ選べ。ただし、これらの建築物は耐火建築物であり、1階部分の相互間の距離は5mであるものとする。

- (1) 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。
(2) 渡り廊下の有効幅員は6m未満であること。
(3) 渡り廊下の構造耐力上主要な部分を不燃材料で造ったものであること。
(4) 接続される建築物の外壁及び屋根のうち渡り廊下の接続部分から3m以内の距離にある部分に設けられた開口部は、面積が4㎡以内で防火設備が設けられていること。

【消防用設備等】問2 消防法施行令第28条の2第1項の規定により連結散水設備を設置しなければならない防火対象物に、連結送水管を消防法施行令第29条の技術上の基準に従い、又はその例により設置した場合、同項の規定にかかわらず連結散水設備の設置を要しない部分として掲げた以下の選択肢のうち、消防法令上、誤っているものを1つ選べ。

- (1) 排煙設備を消防法施行令第28条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置した部分
(2) 消防法施行規則第29条第1号の規定に従い、直接外気に開放されている部分
(3) 同条第2号の規定に従い、水噴霧消火設備等（移動式のものを除く）が設置されている部分
(4) 同条第3号の規定に従い、非常放送設備及び屋内消火栓設備が設置されている部分

【防火査察】問1 消防法（以下「法」という。）の違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第5条の3第1項中の「特に緊急の必要があると認める場合」とは、権原を有する関係者が現場から遠い等の事情から命令を伝えるまでに日時を要し、かつ、一刻も早く命令を行わないと火災予防上重大な支障を生ずる等の理由がある場合である。

- (2) 法第3条第2項中の「確知することができない」とは、物件の所有者等が現場に居合わせず、かつ、氏名、住所等、その者を特定する情報がない場合である。
(3) 法第3条第2項の規定は、一般的に略式の代執行と呼ばれ、行政代執行法に基づく正式の代執行において行われる「戒告及び代執行令書による通知の手続き」を省略した手続きである。
(4) 法第5条の3第1項に基づき消防吏員による物件の除去命令を発せられた受命者が、物件の一部を除去した場合においては、消防吏員による法第5条の3第5項に基づく代執行を行うことができる。

【防火査察】問2 消防法（以下「法」という。）に基づく立入検査及び違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第4条に規定する立入検査権は、罰則によってその実効性が担保されているので、相手方が拒否等した場合においても、その抵抗を排除して行使することはできない。
(2) 警告書等の送達等で利用する内容証明は、郵便物の内容とそれが差し出されたことを証明するものである。
(3) 過料については、行政秩序を維持する目的から科せられる行政法上の罰金であって、刑事訴訟法の適用を受けるので、告発をもって対応する必要がある。
(4) 警告は行政指導であるが、命令の前段階措置として行うのが原則であるので、警告しようとする内容に関して履行義務者が複数の時は、それぞれの履行義務者ごとに個別に警告する必要がある。

【危険物】問1 各類の危険物の状態に関して、正しい組み合わせは(1)～(4)のうちどれか。

	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
(1)	液体	固体	固体	液体	固体	固体
(2)	固体	固体	固体又は液体	液体	固体又は液体	液体
(3)	固体	固体	固体又は液体	液体	固体	液体
(4)	液体	固体又は液体	固体	固体又は液体	固体又は液体	固体

【危険物】問2 次のうち、火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質として届出の対象とされているものに該当しないものはどれか。

- (1) 無水硫酸 (2) 硝酸
(3) 発煙硫酸 (4) 塩化水素

急性がある場合は、危険区域を指定し、安全員を配置するなどの安全確保を図り活動する。

問2 答 (5)

解説 送風による排煙は、火災室以外の部屋及び場所とし火災の拡大を避けるため、火点を見極める必要がある。

問3 答 (2)

解説 指揮本部長は、施設関係者が確保できない場合、消防活動の開始前に施設の標識、掲示板、容器の表示及び届け出書類などから情報収集し、活動の安全確認を行う。

〔救急〕

問1 答 (4)

解説 認定業者は、事業に関し、消防長から求めがあったときは、消防長に報告するものとする（すべてではない）。患者等搬送事業指導基準等の一部改正について（平成29年12月22日付 消防救第216号 消防庁救急企画室長）参照。

問2 答 (5)

解説 傷病者を搬送後、当該傷病者が中東呼吸器症候群（MERS）に感染していたと判明した場合は、保健所から助言を得ながら、対応に当たった救急隊員の健康管理及び救急車の消毒等を徹底すること。中東呼吸器症候群（MERS）の国内発生時の対応について（平成29年7月7日付 消防救第136号 消防庁救急企画室長）参照。

問3 答 (3)

解説 救急業務実施基準第22条参照。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (1)

解説 消防法施行規則第1条の3第1項の表により、別表第1(6)項イに掲げるものについては、

- 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数
- 2 病室内にある病床の数
- 3 待合室の床面積の合計を3㎡で除して得た数を合算して算定することとされている。

〔消防用設備等〕

問1 答 (3)

解説 渡り廊下で接続された建築物の設置単位については、消防用設備等の設置単位について（昭和50年3月5日付 消防安第26号 消防庁安全救急課長通知）第2(1)により示されている。選択肢(3)は、設問の条件の

場合、主要構造部を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造としなければならないため、誤りである。

問2 答 (4)

- 解説 (1) 正しい。消防法施行規則第30条の2の2第1号参照。
- (2) 正しい。消防法施行規則第30条の2の2第2号、同規則第29条第1号参照。
- (3) 正しい。消防法施行規則第30条の2の2第2号、同規則第29条第2号参照。
- (4) 誤り。この規定に基づく消防庁長官が定める部分は未制定である。消防法施行規則第30条の2の2第2号、同規則第29条第3号参照。

〔防火査察〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 違反処理マニュアルにより適当。
- (3) 違反処理マニュアルにより適当。
- (4) 消防法第5条の3第5項に基づく代執行の主体には消防吏員は含まれないので、不適当。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 立入検査マニュアルにより適当。
- (2) 違反処理マニュアルにより適当。
- (3) 過料については、刑事訴訟法の適用を受けず、非訟事件手続法の適用を受け、裁判所に対する通知をもって対応する必要があるので、不適当。
- (4) 違反処理マニュアルにより適当。

〔危険物〕

問1 答 (2)

解説 第1類は酸化性固体、第6類は酸化性液体、第2類は可燃性固体、第4類は引火性液体である。また、第3類と第5類は固体又は液体であり、それぞれ自然発火性物質及び禁水性物質、自己反応性物質とされている。消防法別表第1備考第1号、第2号、第8号、第10号、第18号、第20号参照。

問2 答 (2)

解説 硝酸は、第6類の酸化性液体に該当する。消防法第9条の3、同法別表第1、危険物の規制に関する政令第1条の10、同令別表第1、第2参照。